

宇都宮市営繕工事における週休2日制工事の実施に係る積算方法等の運用

宇都宮市営繕工事における週休2日制工事実施要領（以下、「要領」という。）第10条第1項に基づく経費の補正に係る積算方法等の運用を次のとおり定める。

1 工事費の積算方法

週休2日制工事の予定価格のもととなる工事費の積算は、以下の「2 単価の補正」に基づくものとする。

2 単価の補正

(1) 複合単価

複合単価及び単位施工単価の労務単価の補正はなしとする。
なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正なしとする。

(2) 市場単価等

市場単価と基準単価の補正はなしとする。
物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合も同様に補正なしとする。
基準単価、基準補正単価については、公共建築工事積算要領の資料第3章1.3による。

附 則

この運用は、令和8年4月1日から施行する。

なお、令和8年3月31日以前に入札公告・指名通知を行った工事については、従前の例による。